

予備試験論文3位 & 司法試験論文総合10位が伝授する合格答案作成方法！

再現答案分析からみる答案構成と当てはめの方法論

— 差が付く当てはめ部分を中心として、規範定立、現場思考の方法などを徹底解説！

<講師作成レジュメ>

令和3年予備試験合格者・令和4年司法試験合格者

清武 宗一郎 講師

辰巳法律研究所

□ 目次 □

◆ はじめに	P. 1
◆ 総 論	P. 2
◆ 憲 法	P. 4
◆ 民 法	P. 10
◆ 刑 法	P. 13

・民法

要件該当性の論述

要件論の要否

民法をはじめとする実体法科目では特に要件の充足の有無を検討する必要がある¹³

⇒否定の結論では「他の要件について検討していないことを理由に不利に扱われることはない」¹⁴

∴結論（の妥当性）¹⁵が論述量を左右しうる

→読解や答案構成の段階から要件を意識し、充足性が明らかな要件と微妙な要件とを区別

論述の程度

規範的要件か事実的要件かなどにより当てはめに必要な論述の分量が異なりうる

→長い論述；論点の発見を前提に、法の趣旨の理解や判例準則等のベースラインを踏まえた丁寧な場合分けないし当てはめが必要¹⁶（後述「現場思考の方法論」も参照）

+短い論述；条文の文言と事実とを端的に示せばよい。ただし、相互の論理的関係性（先後関係、当てはめの評価内容の矛盾など）¹⁷に注意する。

…EX. 新 R4 司法試験商法講師再現答案第 1 の 1 (2) アイ

¹³ 新 R3 民法採実 3(4)

¹⁴ 新 H27 民法趣旨。

¹⁵ 新 R3 民法採実 3 (1) ア。「極めて少数」しか言及していない要件について充足性を否定した答案につき「結論の妥当性の点から低い評価にとどまる」とした。

¹⁶ 予 R3 民法設問 1、新 R3 民法設問 1、新 R4 民法設問 1 等

¹⁷ 重複した論述や、矛盾した論述、それらの修正の多発などは構成の不備と評価されかねないことがわざわざ指摘されている。新 R3 民法採実 3 (4) 第 4 段落

契約解釈

契約解釈における契約の目的・手段

私的自治の原則が妥当する民法（民事法）では、契約の効果により適切な解決を図れないかという視点が重要

∴問題においてその視点が求められる場面ではしばしば契約解釈が必要となる。

→この契約解釈においては、「契約書の各条項の文言のほか、当該契約が全体としてどのような目的と理念を有するものであるかを考察」する必要がある¹⁸

∴契約全体の「目的」（ゴールライン）との関係で、契約条項は「手段」

…EX. 予 R3 民法講師再現答案第 2 の 2 の (1)；当事者の主張と契約条項の指摘

救済制度における契約の目的

解除や、損害賠償など、法定の救済制度の適用を図る場面でも、それぞれの要件・効果の判断に当たっては、契約の「目的」を考慮する必要がある

→（解除の範囲、損害の額などの）法律効果が契約の目的の内容に応じて変化し得る

→この際、特に、目的に比して過剰な（救済）手段を与えていないか¹⁹、逆に、目的との関係ではほとんど意味のない（救済）手段を与えていないかという視点（関連性）、また、目的をなお堅持するには相手の不利益が大きすぎないかという視点（相当性）²⁰が必要

…EX. 予 R3 民法講師再現答案第 1 の 2 の (3)；「計画を前提」「計画も実現できなくなった」

¹⁸ 新 H24 民法趣旨

¹⁹ 応用的だが、判例の射程など理論的な影響もありうる。新 H30 民訴採実 3 (2) ア

²⁰ 新 R1 民法採実 3 (3)。「救済方法があることまで論じた答案は高く評価され」る。

いわゆる現場思考と法の趣旨目的

現場思考の意義

問題性の存在自体には気づけたもののよく分からない論点や、「信義則」や「過失」など
もともと規範の論証があまり用意されていない論点

= 「現場思考」の場面

= その具体的な意味；「立法趣旨を的確に把握し、それからの論理的な演繹により規範を定
立し、さらに、本問の具体的事実を丁寧に当てはめて論述すること」²¹。

→ また、「現場思考」の際には、当てはめで用いるべき具体的事実を分析して「事案の特殊
性」を見出し、そこから逆算して規範を定立するとよいといわれることがある。

(∵ 規範の定立は具体的な紛争解決のためになされる + 当てはめは法理論の柔軟化²²)

現場思考の方法論

以上のような意味での「現場思考」における「事案の特殊性」の抽出の方法

→ 法の趣旨「目的」と「関連性」の大きい具体的事実

+ 当事者の「目的」に向かうために「関連性」の大きい具体的事実

→ 上記の法の趣旨「目的」の提示では、判例や学説を参照可能

∴ 地に足の着いた解釈論を展開しているという印象²³。

+ 具体的事実から逆算して「…な場合」という規範（ゴールライン）を定立可能

∴ 当てはめの内容は端的なものとなりやすい。

…EX. 予 R3 商法講師再現答案第 2 の 2 の(1)；特殊性からの逆算と条文・判例の参照

予 R3 民事訴訟法講師再現答案第 2；学説・条文の参照

²¹ 新 H25 民法採実 3(1)ア第 1 段落

²² 新 H20 憲法採実 2(2)ア

²³ 判例との比較により規範を定立する作業は、民事訴訟法においては特によく問われる重
要な能力であると思われる。新 H30、新 R3 等参照。